

第3章 安宅の移転について

根津 寿夫（徳島市立徳島城博物館）

第1節 はじめに

徳島藩において、「安宅」とは水軍集団とその基地のことをいった。徳島の碩学高田豊輝氏の著した『阿波近世用語辞典』によれば、「安宅」の語源は淡路水軍の安宅氏によるという。

徳島藩の水軍¹⁾である安宅は、はじめは安宅島と呼ばれた常三島南東端に置かれていたが、江戸前期に福島東部に移転した。この移転年については複数の説が存在し明確ではなかったが、近年、坂東美哉氏²⁾が沖洲の水主屋敷や安宅に関する考察のなかで、移転年代やその目的について整理を行い、一定の成果がみられる。しかし、水軍町の成立と変容を主題としているため、必ずしも当該問題を本格的に扱ったとはいえない。

本稿では、従来、分析の対象とされてこなかった徳島藩主蜂須賀家文書を中心に考察し、移転年の確定を行うとともに、その目的や意義について考える。

第2節 安宅移転年に関する諸説

まず、安宅の移転年について諸説を掲げる。

【寛永4年説】

「異本阿波志」上³⁾

「渭府雑記 安宅 古安宅より寛永四卯年今の所へ引
沖の洲 其前より少し人家有けるとなり、安宅持・
郡持両様あり」

「異本阿波志」は地誌・軍記・和歌等を集成したもので、江戸後期に成立した。編者は不詳。これ以外に寛永4年（1627）説については、須藤茂樹氏⁴⁾が「徳島藩の水軍の根拠地は、はじめ安宅島にあったが、寛永四年頃に現在の安宅に移され」と支持している。

【寛永10年説】

「正保慶安明暦万治之間雑記」⁵⁾

「 覚
一蓬庵屋敷惣廻之壁破損仕候条、かけ直度候旨、
四ヶ年以前雅楽様・大炊様京都御上被成候刻、得御意候処、
重而従江戸可被仰下之由被成御意候へとも、いまた何共
不被仰下候事

一只今迄舟置申所、川あさく罷成候条、六間屋と申
 所へ引申度存候、舟道具入置候家を仕、ふな入など
 ほり申度存候事

(中略)

付札ニ在之

右ハ先年上使御国廻之刻仕上ル書付之跡書 三通 」（下線、筆者）

進入路の川筋が浅くなったために、新しい船置所を吉野川に面した大岡六間屋に築造することが計画された。本史料の年代は「上使御国廻之刻」とあり、国廻り上使が派遣された寛永10年（1633）と考えられる。

本書の内容は、両国高・家中馬乗数・国本加子数・益田豊後の処分・谷休古書付（関ヶ原合戦時の蜂須賀家動向）・伏屋源兵衛覚書（同上）・岩屋御関船置所之覚・広田与右衛門の帰参・蜂須賀万之介（隆重）親類書等といった、17世紀中葉における藩政上の重要事項によって構成されている。成立時期は不詳であるが、原文書の忠実な写しであり内容は信用できる。

【寛永11年説】

「阿淡年表秘録」⁶⁾

「(寛永十一年) 春

御願之上淡州由良御城須本

へ被移御普請被仰付、

安宅御船置場福嶋ノ東へ被

移 ）」

「阿淡年表秘録」は、12代藩主齊昌の命を受けた中山茂純が嘉永4年（1851）に著した徳島藩の編年史。藩の年寄役所に保管されていた文書・記録や藩士や領民に下賜された文書類からつくられた編纂物。徳島藩政史研究にとって基礎史料であるが、これまで書誌的な考察はない。

【寛永16年説】

①「阿波志」卷之二 城府⁷⁾

「船署 安宅に在り、旧常三島に在り、寛永十六年此に移す、縦百五十歩・横二百三十四歩、慶安元年十一月
 中村美作宅焼く、延ひて此署に及び船六隻亡ず、二年船一隻を造り至徳と名く、三年二隻を造る、曰く飛
 嶋、曰く一言、又船蘆あり、沖洲に在り、寛永中土二
 人之を掌る、三年五月始て憲令十四章を出す ）」

②「御代々御書御草案書抜 全」⁸⁾

「福島舟之置処之事

忠英公御代

寛永十六己卯年福島舟之置処絵図之事

被命之

右者留書=有之「御国元へ草案」

と有之帳之内、五月廿四日之日付=而

長谷川越前へ被下候

御書之内=著ハレ居候を右御文面斗

全文其儘記置、如左

一福島船之置処絵図之事、出来次第可被

指下候

」(下線、筆者)

③「阿陽忠功伝 卷之五」⁹⁾

「 安宅之事、附召船・台所船被為造事

以前ノ安宅、常三島=有、然ル=寛永十六己卯年ノ頃ヨリ今

ノ安宅ト成ル、東西二百三拾四間・南北百五十間有ト云リ、寛

永十八辛巳年台所船鷺尾丸ヲ造ラセラル、慶安元戊子年

十一月十四日夜中村美作宅ヨリ出火、沖洲浦飛火来リ、御船

屋ヘ付テ召船六艘焼失ス、慶安二己丑年至徳丸ヲ造ラセラル、

同三庚寅年飛鷺丸・一言丸ヲ造ラセ給フト云リ 』

④「御山下画図」¹⁰⁾ (第51・52図)

寛永16年説を示す史料は、多数存在している。

まず、①「阿波志」は藩儒佐野山陰が編じ、文化12年(1815)に成立した藩撰の地誌。山陰が直接史料を採訪するとともに、村々の庄屋に情報を提出させ編纂した。安宅の移転に関する記述は、③の享保17年(1732)成立の「阿陽忠功伝」と類似しており、同書を典拠としている可能性がある。

つぎの②蜂須賀家文書「御代々御書御草案書拔 全」は、江戸前期から中期にかけての草案のダイジェスト版で、江戸中期以降に編集された史料。ここで注目されるのは、寛永16年(1639)に福島(のちの安宅)船置所の計画図作製が命じられたことである。つまり、同年は少なくとも計画段階であった訳である。これは、寛永十六年を示す史料を考察する上で、念頭に置かなければならない。

③「阿陽忠功伝」は、徳島藩士西岡峯久が延宝年間(1673～81)までの歴代藩主の事蹟や忠勇、諸役旧制、法令等を集め、享保17年(1732)に著した徳島藩の史書。藩命によってつくられたものではないが、「阿淡年表秘録」の編纂にも利用された貴重な史料である。安宅移転から約100年後の成立であり、移転年については「寛永十六己卯年ノ頃」と幅をもたせた表現をしている。

④「御山下画図」は、「(忠英様御代)御山下画図」等とともに作られた絵図である。「(忠英様御代)御山下画図」には、のちに安宅となる福島東部の地域に船置所が描かれておらず、「御船置所、但御普請之様子、小絵図別=致進上候」と記された付け紙があるだけである。この小絵図が「御山下画図」であろう。それらの絵図が収められた袋には以下の記述がある。



第51図 『御山下画図』（寛永16年〔1639〕、国文学研究資料館史料館蔵）
『徳島城下絵図』（徳島市立德島城博物館、2000年）より

「忠英様御代 十二番
一御山下画図 一枚
寛永年間之図、地切島・六間屋御船入等之事
右之写出来、御普請奉行へ御下ケ被 仰付有之事
寛永十六年安宅替ル時之図
一右同 一枚
小画図一枚添、写御普請奉行へ御下ケ=相成候事
一右同 一枚
小画図一枚添、年曆不相分候得共、右同断之
画図=候事
古物御櫓より出候分、天保十四年三月
御留書入被 仰付 (下線、筆者)

「御山下画図」は二枚存在しているため特定できないが、片方には「寛永十六年安宅替ル時之図」と記されており、これが寛永16年説の根拠である。2枚の「御山下画図」には安宅の地に船置所が描かれているが、同所の規模（東西200間・南北130間）と船の進入路が住吉島川から沖洲川に向けて斜めに



第52図 『忠英様御代御山下画図』（寛永年間〔推定〕、国文学研究資料館史料館蔵）
『徳島城下絵図』（徳島市立德島城博物館、2000年）より

貫通していることの2点は、のちに実現した安宅船置所と明確に異なる¹¹⁾。このことから寛永16年の年紀を持つ「御山下画図」は、安宅築造の計画段階を示すものとしてとらえられる。特に現在の安宅地域を中心に描いた絵図¹²⁾では、船の進入路は「船入堀川」と記されているが明らかに陸地である。以上から、寛永16年は船置所の計画図が作成された段階であったと考えられる。

【寛永17年説】

「国元指置写」¹³⁾

「一寛永十七年城廻り之繕并船置場堀さらへ申儀、就御
願上候、御老中三人より奉書、右文言左記之、但折紙
以上

登久嶋之城船置場之儀、川筋浅成、舟之
 出入就不合得、新規被仕度之由承候、右之趣達
 上聞候之処、如絵図可申付之旨被 仰出候、可被得
 其意候、將又山上并下屋敷之家・多門櫓・塀門等
 令破損之間修復有度由事、惣廻水除之
 古石垣損候之故、洪水之砌、家中之屋敷江水入候
 之間、繕度由事、下屋敷廻之堀埋候付而浚度由
 之事、何茂示給之通、得其意候、以連々如元可被
 申付候、恐々謹言

寛永十七 庚辰

五月廿一日

阿部対馬守 重次判

阿部豊後守 忠秋判

松平伊豆守 信綱判

松平阿波守殿

」(下線、筆者)

「国元指置写」は、慶長17年(1612)以降に出された幕府からの法度書(キリシタン禁制・参勤時の献上品統制・酒造制限・登城時の随行侍数の制限)及び幕府老中の奉書(城普請関係の許可書)等から構成され、国元に保管された重要書類である。江戸中期までの内容であるため、成立はそれ以降である。

城郭等の修築にあたっては、大名家は絵図等を添付して幕府に申請し、老中奉書という形で許可がなされた。徳島藩水軍の基地を移転するのであれば、当然のごとく幕府からの許可が必要であっただろう。その意味からいえば、本史料は写しではあるが、安宅の移転年代を確定する基本史料といえる。

【寛永18年説】

①「御判物御証文之写」¹⁴⁾

「 仕上ル御訴訟之事
 一先年福嶋=罷有候、其節ハ家職隠
 たき会船之加子致口過候処、寛永
 拾八年=屋敷替被為 仰付、大岡之
 原へ罷越、居屋敷共四町余御普請
 被下、加子頭貳拾人として作り居申候
 其外ハ何之すきわいも無御座候得ハ、慶安
 四年より承応三年迄=加子役銀五百
 七拾八匁八分御未進=罷成、何共迷惑仕候
 事
 一右貳拾人之内老人者老足御役違、貳人者
 去冬かつ糸死申候、残而拾七人として
 御役仕、其上御城下にて御座候得ハ、御上下
 之刻かこ不被召置、安宅嶋より急度之

御用□□=被召仕、御役前無御座候得とも
 迷惑仕候処=右之御未進銀指上候得と
 毎度御催促被為仰付候得共、右之仕合故
 銀子指上申儀罷成不申事
 一右之未進銀御納所候儀ハ、安宅嶋へ
 五年之間加子四五人ほと定詰=被召仕
 被下候ハ>可参候、左様成義罷成不申候ハ
 安宅嶋より江戸船御上下之刻、他浦之加子
 被召寄候ヲ大岡浦之かこ五人被召遣被下候ハ>
 其年之御役前又者御未進銀共御重納
 可仕候、左様成儀も罷成不申候ハ>半役=
 被為仰付被下之百姓共、先々迄堪忍仕
 御役等御勤可申と奉存候事
 右之通被 仰付被下候ハ>可参候、以上
 承応四年三月十三日 名東郡之内大岡浦 彦左衛門 (以下四名略)
 新居小右衛門様
 岡 平右衛門様
 右本紙者豊前殿=有、是ハ写 』

大岡浦の彦左衛門らが福島浦で加子として生活していたところ、寛永18年に藩から移住を命じられ大岡へ移転した。しかし、彼らの暮らし向きは厳しく、藩に対して保護を求めた願書である。移転の理由は、船置所の築造のためと考えられる。

「御判物御証文之写」は、安宅に対して発給された規定を集めたもので、享保11年(1726)成立。本史料は承応4年(1655)に提出されたものの写しで、移転年代に近く重要である。

②「(江戸御書御控)」¹⁵⁾

「 申上候訴訟之事
 七十六家之者加子役取続迄御赦免、其上已来老石□家=被下七十六石宛
 当年より三ケ年被下
 一寛永十八年=福島浦=居申者四十四家、
 沖ノ須浦=居申四十四家、両浦八十八家
 之者共、津田浦へ一所=引越候へと越前様
 為御意下山清左衛門様より被為仰付候=付
 両浦之者共奉存候ハ津田浦少々之所へ
 数多之者共一所=引越候而ハ先々堪忍
 仕義難成奉存候、乍恐下山清左衛門様迄
 御訴訟申上候ハ両浦之者共一所に
 津田浦へ引越候而ハ先々之義ハ不及

申上当分より堪忍難成奉存候間、沖ノ
 州浦=居申者共何之所候ても見立申候間
 面々見及候浦へ被為遣候之様=と申上候へハ
 面々申上所尤之義と御意被成、則
 越前様右之趣被為仰上候へハ越前様
 御意被為成候ハ両浦之者共之義
 安宅御扶持人加子同前=急々御用立
 申加子之義=候間、渭津遠キ所へハ被為
 遣間敷候、何分津田浦へ堪忍仕候様=
 被為仰付可被下旨、御意之旨御意
 被為成候=付難有奉存候、両浦之者共
 一所=津田浦へ引越候所=寛永十九年=
 越前様御仕置御替り被為成候=付追而
 御訴訟可申上様無御座居申所=百姓共
 次第=かぢけ其後慶安貳年之御改=
 棟数十貳家たいてん仕候、其上相残
 者共かぢけ申躰御覽被為成、御役之義
 半御役銀=被為仰付被下候事、
 (中略)

寛文八年申二月廿二日 津田浦庄や 六郎左衛門

五人与 千右衛門 (以下四名略)

前田伊兵衛様御下代

姫田茂兵衛殿

」(下線、筆者)

①の大岡浦の住民から出された願書と同じく、寛永18年に福島浦の住民44家と沖洲浦の住民44家が津田浦へ移住を命じられたが、厳しい生活のため藩に対して保護を求めた願書である。移転の理由は、安宅船置所の築造と沖洲の水主屋敷の造成であろう。

「(江戸御書御控)」は、江戸にいた藩主からの指示・命令を集成したもの。本史料は寛文8年(1668)のもので、移転年代に比較的近く重要である。

【寛永18・19年説】

「安宅御船蔵記録」¹⁶⁾

「一寛永十八・十九右兩年=只今ノ安宅江引越申候」

「安宅御船蔵記録」は安宅の船頭や水主の人数、構造物から船額に至るまでの詳細な記録であり、その内容から安宅関係者が本史料の作成に関わったことが類推される。ただし、成立は文久元年(1861)と安宅移転年とは大きな隔りがある。

第3節 安宅の移転年について

1. 移転年について

これまでみてきたとおり、安宅の移転年については、寛永4年、同10年、同11年、同16年、同17年、同18年、同18・19年と、実に7種もの説が存在したことが分かった（第3表）。

このなかで注目すべきは、寛永17年の老中奉書の写しであろう。それ以前の年紀を持つ記録や絵図は、おおむね移転・築造の計画にともなうものである。これまでみてきた史料を整理し、以下のように移転年について結論付けることができる。

安宅の移転は寛永10年頃から計画され、当初は吉野川沿いの大岡六間屋が候補地であった。その後、同16年には各種の絵図が作成され移転計画が本格化し、候補地も福島浦（のちの安宅）に絞られた。同年から翌17年にかけて幕府に申請し、寛永17年5月21日には新船置所築造の許可を受けた。翌18年には、船置所の移転先である福島浦や水主屋敷の造成が計画された沖洲浦の住民に立ち退きが命じられ、速やかに工事が始まったと思われる。工事がいつ完了し、水軍の移転が実施されたか具体的には不明であるが、寛永18年から19年にかけての時期に安宅は移転したと考えられる。

2. なぜ諸説が生まれたのか

それでは、なぜこれほどまでに多くの説が生まれたのであろうか。

諸説で注意しなければならないのは、その典拠の多くが編纂史料であるということ。「阿淡年表秘録」の示す寛永11年の根拠は不明であるが、数多くみられる寛永16年の根拠は明らかな年紀を持つ「御山下画図」であったろう。同図が計画図であったことを考慮せずに、年代のみを信用し編纂してしまった可能性がある。藩撰の地誌として名高い「阿波志」も、この轍を踏んだのである。安宅の移転年に関するこうした問題は、歴史学の基本である史料批判の尊さを指摘しているのである。

安宅船置所は、東西230間・南北150間という広大なスペースを有すとともに藩の重要施設であったため、計画の策定、幕府への申請、そして許可、着工と水軍集団の移転といった手続きと作業が必要であった。そのために、実に10年近い年月が費やされたのである。この検討期間を含む移転の長期化が諸説を生んだ、もうひとつの理由であろう。

第3表 安宅移転年比較表

移転年	典 拠	内容（成立年代・史料の性質）
寛永4年	異 本 阿 波 志	江戸後期成立 編纂史料
寛永10年	正保慶安明暦万治之間雜記	江戸中期成立 大岡六間屋への移転計画
寛永11年	阿 淡 年 表 秘 録	嘉永4年（1851）成立 編纂史料
寛永16年	御 山 下 画 図	寛永16年（1639） 安宅船置所の築造計画図
	阿 陽 忠 功 伝	享保17年（1732） 年代記述に幅をもたす 編纂史料
	福 島 舟 之 置 処 之 事	江戸中・後期成立 作図命令（＝計画段階）
	阿 波 志	文化12年（1815）成立 編纂史料（阿陽忠功伝に類似）
寛永17年	国 元 指 置 写	江戸中期以降成立 幕府の移転許可
寛永18年	申 上 候 訴 訟 之 事	寛文8年（1668） 原住民の移動命令（船置所築造・水主屋敷造成）
	御 判 物 御 証 文 之 写	享保11年（1726） 原住民の移動命令（船置所築造）
寛永18・19年	安 宅 御 船 蔵 記 録	文久元年（1861） 安宅に関する記録集成 編纂史料

第4節 安宅移転の理由とその意義

1. 移転の理由

徳島藩水軍が常三島南東部の安宅島から移転しなければならなかった直接の理由は、同所への進入路の川筋が土砂の堆積により航行に支障をきたすようになったからに他ならない。これは、移転の許可書である寛永17年の幕府老中奉書写しに「川筋浅成、舟之出入就不合得」とあることから確認できる。水軍にとって重要なこの問題は、寛永10年の「正保慶安明暦万治之間雜記」の覚書でも「川あさく罷成」とあり、かなり以前から顕在化していたことが窺える。

2. 安宅移転の意義

安宅島からの移転は確かにその進入路の問題をきっかけとして実施されたが、それだけに留まっているだけでは安宅移転を矮小化するとともに、その本質を見失うことになる。

安宅島から船置所が移転すると、藩にとってどのようなメリットがあったか。二代藩主蜂須賀忠英の書状¹⁷⁾を掲げる。

「一筆令申候

一安宅嶋、六間屋へ引

可申候、左候ハ、其跡

侍屋敷何程出来

可申候哉、絵図仕

可指越候、其上を以

御老中へ可申入候

一神田左京儀、去年・

当年両所務之儀

候之条、重而手前

可令迷惑候、自余

々引別も不成儀、

候ハ、令談合、其身ハ

指免役人迄可指

下候、為其如此候也

九月廿一日 忠英（花押）

尚々吉岡勘兵衛

義、次大夫=申付候

用所可被申付候、

主も其旨申

聞せ候

かしく

長谷川越前守殿 」（下線、筆者）

安宅の移転先が大岡六間屋とされた頃、すなわち寛永10年前後と思われるが、安宅島を六間屋に移動すれば、その跡地に武家屋敷がどれほど設けられようかと、忠英の期待が行間から伝わってくる書状である。徳島城の北東にあたる安宅島は城に近く、武家地には適当な場所であっただろう¹⁸⁾。

安宅の移転は、船置所だけでなく、その周囲に存在した船頭や水主の屋敷等も合わせて移動することを意味する。すなわち、水軍エリアの移動が、この安宅の移動であったのだ。必然的に、水軍という組織にも影響を与えた¹⁹⁾。しかし、安宅移転の意義は、それだけに留まらない。以下、この問題にふれておく。

まず、寛永年間後期の阿波国内の状況は、寛永15年(1638)の一国一城令によって阿波九城が撤廃され、軍事体制が完全に払拭されて統治機構整備の段階に移行する。寛永17年(1640)には13人の郡奉行宛の覚書が発給され地方支配機構が整備され²⁰⁾、寛永後期から正保期にかけては国境や川口の番所が設置され交通・流通制度が整えられたのである²¹⁾。

こうした国内の動きと連動しながら、城下町徳島においても再編が進行する²²⁾。寛永15年の阿波九城の完全な廃棄によって、城詰めの家臣らが徳島城下に集まることになり、武家地は払底状態であった。そのため当該期における城下町徳島の課題は武家屋敷の創出であり、これを実現するために既存の武家地・町人地を整理・再編するとともに城下町域自体を拡大していった。具体的には、①従来の村方であった富田地区を武家地・足軽地とするために、区画整理を含めて大規模造成し、②城下西部の佐古地区を町屋として取り立てるとともに足軽町として整備し、そしてこれまでみてきたが、③船置所の移転とともない安宅・沖洲地区を水軍エリアとして確立したのである。

この城下町の改編を通じて、武家地をはじめとして町人地や足軽町、そして水軍エリアが身分的秩序のもとに整然と配置され、近世的城下町として機能していくのだった。

以上のように安宅の移転は、国内の支配体制の改編と連動し、城下町徳島が「完全な城下町」として機能する政策的な事業として評価されるのである。

第5節 お わ り に

諸史料を逐一掲げながら従来不明確であった安宅の移転年度を明らかにするとともに、諸説が生まれた理由や移転の目的、そしてその意義について述べてきた。

安宅の移転が、城下町徳島の近世化にとって重要な役割を果たしたことを指摘したが、そのことは後世に各種の史料や記録を生む前提になったのである。

なお、本稿では安宅島跡地が武家屋敷としていかに利用されていったのか、ふれることができなかった。史料的制約があり現状としては言及できなかったが、移転の重要性を強調するだけでは論理的に公平ではない。今後、同地の土地利用を歴史的に把握してみたい。

註

- 1) 徳島藩の水軍については、「森水軍」「阿波水軍」等の名称が使われる。「森水軍」は本来的には森家の水軍であるにもかかわらず、徳島藩水軍と誤って認識されることが多い。また、「阿波水軍」は江戸時代以前における阿波海域の水軍を呼ぶことがあり、多義的であるので、本稿では使用せず「徳島藩水軍」を用いる。
- 2) 坂東美哉「沖洲御水主屋敷の成立とその変容過程」(鳴門教育大学地理学教室、『地域研究(修士論文・卒

- 業論文集)』第15巻、2000年)。木原克司・坂東美哉「徳島藩城下町の特殊地域に関する一考察—水軍の根拠地、安宅・沖洲を事例に一」(『鳴門教育大学研究紀要』第17巻、2000年)。
- 3) 徳島県立図書館蔵。呉郷文庫本。
 - 4) 「海の大名行列—徳島藩を事例に一」(『交通史研究』43号、1999年)。
 - 5) 国文学研究資料館蔵「蜂須賀家文書」No.412-2。以下、「蜂須賀家文書」とのみ記す。
 - 6) 『徳島縣史料』第1巻(徳島県史編さん委員会、1964年)。
 - 7) 『阿波誌』(郷土誌刊行会、1932年)参照。
 - 8) 「蜂須賀家文書」No.450。
 - 9) 徳島市立徳島城博物館蔵。
 - 10) 「蜂須賀家文書」No.1227。『徳島城下絵図図録』(徳島市立徳島城博物館、2000年)参照。
 - 11) 天和3年(1683)「阿波国渭津城下之図」によれば、船置場の規模は東西230間・南北150間、船の進入路は沖洲川口から西へ進む一方向だけである。
 - 12) 前出『徳島城下絵図図録』8頁。
 - 13) 「蜂須賀家文書」No.294。
 - 14) 「蜂須賀家文書」No.207。
 - 15) 「蜂須賀家文書」No.261-2。
 - 16) 国文学研究資料館蔵「徴古雑掌続編 阿波 十二中」。
 - 17) 「蜂須賀家文書」No.907-16。
 - 18) 武家屋敷として安宅島跡地がいつから利用されたか、成立書等の文献では現状としては不明である。正保3年(1646)の「阿波国徳島城之図」では整然とした武家屋敷化しているが、同図は計画図的要素があり現状をどれほど反映したものが不明である。今後、こうした課題が考古学的成果によって克服されることを期待している。
 - 19) 水軍集団統治の法整備や組織化の進展。拙稿「徳島藩水軍の再編—武家集団における秩序の形成—」(『高橋啓先生退官記念論集 地域社会史への試み』、同編集委員会、2004年)。
 - 20) 石躍胤央「藩制の成立と構造—阿波藩を素材にして—」(『藩制成立期の研究』、1998年)。
 - 21) 中野正司「徳島藩における番所の成立について」(『鳴門史学』第2集、1988年)。
 - 22) 拙稿「城下町徳島の再編について—下屋敷を中心に—」(『史窓』24号、徳島地方史研究会、1994年)。拙稿「文献史料からみた徳島城下町と助任・前川地区」(『南前川町一丁目遺跡』、徳島県教育委員会・徳島県埋蔵文化財センター、2002年)。